

○所沢市有料広告審査会設置要綱

平成17年10月1日

改正 平成21年3月23日

平成24年3月30日

平成25年3月29日

(設置)

第1条 所沢市有料広告の掲載に関するガイドライン(平成17年10月1日施行)に基づき、市刊行物等広告媒体への有料広告掲載の可否等について審査するため、所沢市有料広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(平21年3月23日・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 有料広告掲載の可否に関すること。
- (2) 有料広告案の審査に関すること。
- (3) その他有料広告掲載に関すること。

(審査会の構成等)

第3条 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 経営企画部政策企画課長
- (2) 経営企画部広報課長
- (3) 総務部文書行政課長
- (4) 市民部市民相談課長
- (5) 産業経済部産業振興課長

2 政策企画課長は、会議を招集し、会議の議長となる。

(平21年3月23日・平24年3月30日・平25年3月29日・一部改正)

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、経営企画部政策企画課において処理する。

(平25年3月29日・一部改正)

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。